## 全体構想新旧対照

追加資料

更数 (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
52	1-2 まちづくりの目標	1-2 まちづくりの目標
	 目標1:みんなが快適で住みやすいまち	 目標1:みんなが快適で住みやすいまち
	○誰もが利用しやすい公共交通網の形成	○誰もが利用しやすい公共交通網の形成
	異なる 交通手段が相互に接続する交通ネットワークを構築・維持	<u>多様な</u> 交通手段が相互に接続する交通ネットワークを構築・維持
	し、市民の移動手段を確保します。	し、市民の移動手段を確保します。
53	目標4:将来にわたって持続可能なまち	目標4:将来にわたって持続可能なまち
	○生活圏を踏まえた既存ストックの効率的な維持・更新	○生活圏を踏まえた既存ストックの効率的な維持・更新
	都市施設の機能の効率的な維持・高質化を図るため、コンパクトな	   都市施設の機能 <mark>や都市空間</mark> の効率的な維持・高質化を図るため、コ
	   都市構造を生かした計画的な土地利用の推進にあわせ、計画的な修	ンパクトな都市構造を生かした計画的な土地利用の推進にあわせ、計
	   繕・更新・再整備を推進します。	画的な修繕・更新・再整備を推進します。
54	1-3 将来の市街地規模 (1)将来人口	1-3 将来の市街地規模 (1)将来人口
	■ <u>目標</u> 人口 85,000 82,249	85,000 82,249 50,000
	82,249 81,100 79,538 78,400 77,000 <b>76,500</b>	80,000 81,100 79,538 78,400 77,000 76,500 45,000
	75,000	75,000 40,000
	70,000	70,000 32,303 33,679 34,305 35,000
	65,000	65,000 28,864 29,950 30,970 30,000
	60,000	60,000
	平成22年 平成27年 令和2年 令和7年 令和14年 (人) (2016年) (2015年) (2025年) (2030年) (2032年)	平成22年 平成27年 令和2年 令和7年 令和12年 令和14年 (2010年) (2015年) (2020年) (2025年) (2030年) (2032年)
		(人) ———世帯
		※世帯数、凡例の追加

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
54 <b>(2)</b> 目標 総生産 します	■目標産業規模	(2) 将来産業規模  目標年度における将来産業規模は、市内総生産額の近年の推移や今後の見込みを踏まえ 261,146 百万円と設定します。  ■将来産業規模
200,000		300,000
175,000 150,000 125,000 100,000 50,000 (人)	142,499 146,396 146,407	250,000 250,000 241,574 216,736 215,577 223,557 222,887 207,511 192,629 194,819 216,736 215,577 223,557 222,887 204,269 100,000 175,000 100,000 75,000 (百万円) (2019年) (2011年) (2013年)

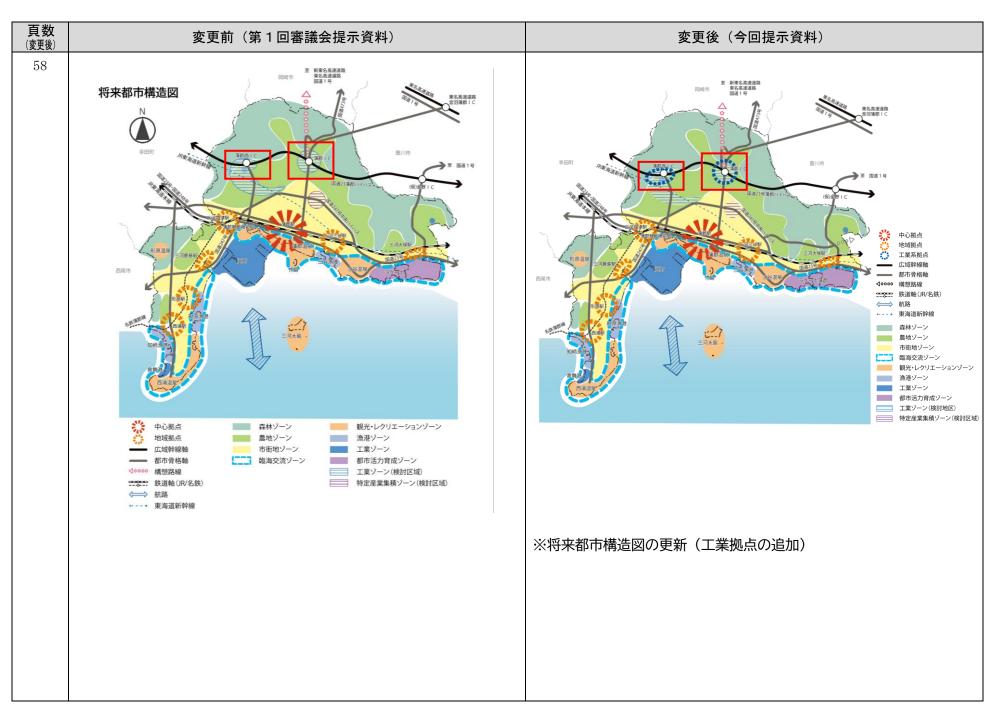
変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回	提示資料)
(3)将来の市街地規模	(3) 将来の市街地規模	
①住宅用地	①住宅用地	
将来人口は、現況と比較して減少する <u>想定です。しかし、世帯数の</u>	将来人口は、現況より減少する想	限定ですが、世帯数は増加すること
増加が見込まれることとあわせて戸建て住宅に居住する割合が多い	が見込まれています。 これらのこと	とを踏まえて、目標年度において必
ことから、おおむね現在の市街化区域で、都市的低未利用地の有効活	要と見込まれる住宅用地規模を検討	
用を図ることで、将来的に必要と見込まれる住宅用地が確保される状		
<u>況です。</u>		まれる住宅用地が概ね確保出来る
	<u>見込みです。</u>	
	■住宅用地の	)算定の流れ
	目標年次の人口	
		世帯当たり人員
	住宅用地の確保が必要な世帯数	
	<b>←</b>	世帯当たりの住宅用地面積
	必要な住宅用地面積	
		市街化区域内で住宅用地として 活用可能な面積
	市街地(住宅用地)の拡大の必要性	
	※フロー図の追加	
	(3) 将来の市街地規模 ①住宅用地 将来人口は、現況と比較して減少する <u>想定です。しかし、世帯数の</u> 増加が見込まれることとあわせて戸建て住宅に居住する割合が多いことから、おおむね現在の市街化区域で、都市的低未利用地の有効活用を図ることで、将来的に必要と見込まれる住宅用地が確保される状	(3) 将来の市街地規模 ①住宅用地 将来人口は、現況と比較して減少する想定です。しかし、世帯数の 増加が見込まれることとあわせて戸建て住宅に居住する割合が多い ことから、おおむね現在の市街化区域で、都市的低未利用地の有効活 用を図ることで、将来的に必要と見込まれる住宅用地が確保される状 況です。  ■住宅用地の  は常年次の人口  は、現況より減少する数 が見込まれています。これらのこと 要と見込まれる住宅用地規模を検討 結果としては、現在の市街化区域 を図ることで、将来的に必要と見込 見込みです。  ■住宅用地の  は宅用地の確保が必要な世帯数  必要な住宅用地面積

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
<u>(変更後)</u> 55	②産業用地 将来産業規模は、現況より増加する想定です。金額で算定している 産業規模を面積当たりに換算したところ、現在の市街化区域に存在する都市的低未利用地を産業用地に転用した場合でも、新たに約55ha の産業用地が必要となります。	②産業用地 将来産業規模は、現況より増加する想定です。このことを踏まえて、 目標年度において必要と見込まれる産業用地規模を検討しました。 結果としては、現在の市街化区域内の都市的低未利用地などの有効 活用を図ったうえで、新たな産業用地が 66ha 必要となります。  ■産業用地の算定の流れ  目標年次の産業規模  単位面積当たりの市内総生産額
		必要な産業用地面積 市街化区域内で産業用地として 活用可能な面積  **プロー図の追加  ※新たに必要と見込まれる産業用地面積の修正

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
<b>頁数</b> (変更後) 56	変更前(第1回審議会提示資料)  1-4 将来都市構造	変更後(今回提示資料)  1-4 将来都市構造 (1)将来都市構造の概念  将来都市構造の概念は、本市の地理的特徴や市域を構成する要素を 踏まえて、将来都市像の実現に向けての視点や基本方針を空間的かつ 概念的に表すものです。 本市には、市域が海・山の豊かな自然環境に囲まれているという地 理的特徴があります。この自然環境を自然軸として位置づけ、それぞ れの特性をまちづくりの資源として活用することとします。 また、土地利用の観点からの特徴を踏まえて市域を5つのゾーンに 区分し、各ゾーンにおける空間形成の方向性を示します。  はまりーン はおります。  はまりーン はおります。 はまりーン はおります。 はまりーン はおります。 はまりーとのは、おります。 はまります。 はまりまする はまります。 はまりまする はまります。 はまりまする はまります。 はまりまする はまります。 はまりまする はまります。 はまりまする はまりまする はまります。 はまりまする はまります。 はまります。 まります。 まります。 まります。 まります。 まりまする はまります。 まりまする はまりまする まりまする はまりまする まりまする はまりまする はまりまする まりまする まりまする まりまする はまりまする まりまする
		※将来都市構造の概念の追加

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)		変更後(今回提示資料)
57		軸	
		自然軸(海・緑)	本市が面する三河湾や北部の山並みといった自然は、本市のイメージを特徴づける重要な要素であり、人々の心に癒しと安らぎをもたらしています。 三河湾との水際や山並みを「自然軸」と位置づけ、自然環境と美しい景観の維持保全や親水性に富んだ空間整備を図るとともに、それぞれの特性や連続性をまちづくりの資源として活用します。
		ゾーン	
		- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /-	交通結節点・中心市街地・観光拠点・港といった多様な要素を一体的に活用し、市の基幹的な都市機能や交流機能の集積を図り、人・コト・モノがつながり新たな価値が生まれる都市発展の中心となるゾーンとして位置づけます。
		安全で快適な生活ゾーン	生活コミュニティの拠点となる鉄道駅周辺を中心に、医療・福祉・子育て支援・商業などの都市機能が集積し、誰もが安心し快適に生活できる環境が整ったゾーンとして位置づけます。
		自然と産業が 共生する 生産ゾーン	農地を保全し農業振興の基盤とするとともに、広域交通網との 連携を生かした産業などの多様な経済活動が行われるゾーンと して位置づけます。
		世界とつながる 臨海ゾーン	港湾機能の向上や道路・鉄道などとの連携による国内外からの 人やモノの流れの活性化を図り、三河港の中心的な役割を担う 港湾として広域経済の発展に寄与するゾーンとして位置づけま す。
		71 11 11 11 11 11 11 11 11	景観に配慮した一体感のあるまちなみが形成され、水辺空間や 海洋レクリエーションを楽しむ観光拠点、商業施設などが立地 する都市の成長拠点となるゾーンとして位置づけます。
		土地利用配置を示	の概念 (軸・ゾーン) を踏まえ、都市の骨格となる交通軸や拠点、 ですゾーンで本市の目指す姿を具体化します。 来都市構造の基本的な考え方を示します。
		※将来都市	構造の概念の追加

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
58		(2)将来都市構造の基本的な考え方
	将来都市構造は、市民生活や来訪者の活動の中心となる「拠点」、拠	将来都市構造は、本市のまちとしてめざす姿やそのための骨格を示す
	点間をつなぐ基幹的な「交通軸」及び、おおまかな土地利用の配置であ	<u>ものです。おおまかな土地利用の配置である「ゾーン」、人々の移動を</u>
	る「ゾーン」により、本市の将来の都市構造を示すものです。	支える基幹的な「交通軸」及び、市民生活や来訪者の活動の中心となる
	本市は、三方を山と丘陵部に囲まれ、南側は三河湾に面しており、山・	<u>「拠点」により示します。</u>
	丘陵地、農地、市街地、海が連続的に移り変わる特徴的な土地利用とな	本市は、三方を山と丘陵部に囲まれ、南側は三河湾に面しており、山・
	っています。これらの特徴を生かしたゾーニングを形成します。	丘陵地、農地、市街地、海が連続的に移り変わる特徴的な土地利用とな
	<u>また、</u> 市内には、JR <u>の特別快速が停車する蒲郡駅を含め、鉄道駅が</u>	っています。これらの特徴を生かしたゾーニングを形成します。
	9駅整備されています。駅周辺を拠点とし、拠点間を鉄道軸で連絡する	市内にはJR <u>東海道本線や名鉄蒲郡線の鉄道が整備され、基幹的な公</u>
	コンパクトなまちを形成します。	共交通として機能しています。道路網としては、市北部を東西に横断す
	さらに、道路網としては、市北部を東西に横断する国道 23 号蒲郡バ	る国道 23 号蒲郡バイパスや、国道 247 号中央バイパスなどの横軸と、
	イパスや、国道 247 号中央バイパス等の横軸と、市街地・臨海地域を接	市街地・臨海地域を接続する縦軸となる路線の整備が随時進んでいま
	続する縦軸となる路線により、市域内外のつながりを強化する道路網を	<u>す。これらを活かした市域内外のつながりを強化する交通軸を形成しま</u>
	<u>形成します。</u>	<u>す。</u>
		JRと名鉄で、あわせて9駅が整備されている鉄道駅周辺は、居住や
		都市機能が集積する拠点として位置づけ、拠点間を鉄道軸で連絡するコ
		ンパクトなまちを形成します。また、国道 23 号蒲郡バイパスのインタ
		<u>ーチェンジ周辺は、交通利便性を活かした工業系拠点として位置づけま</u>
		<u>す。</u>



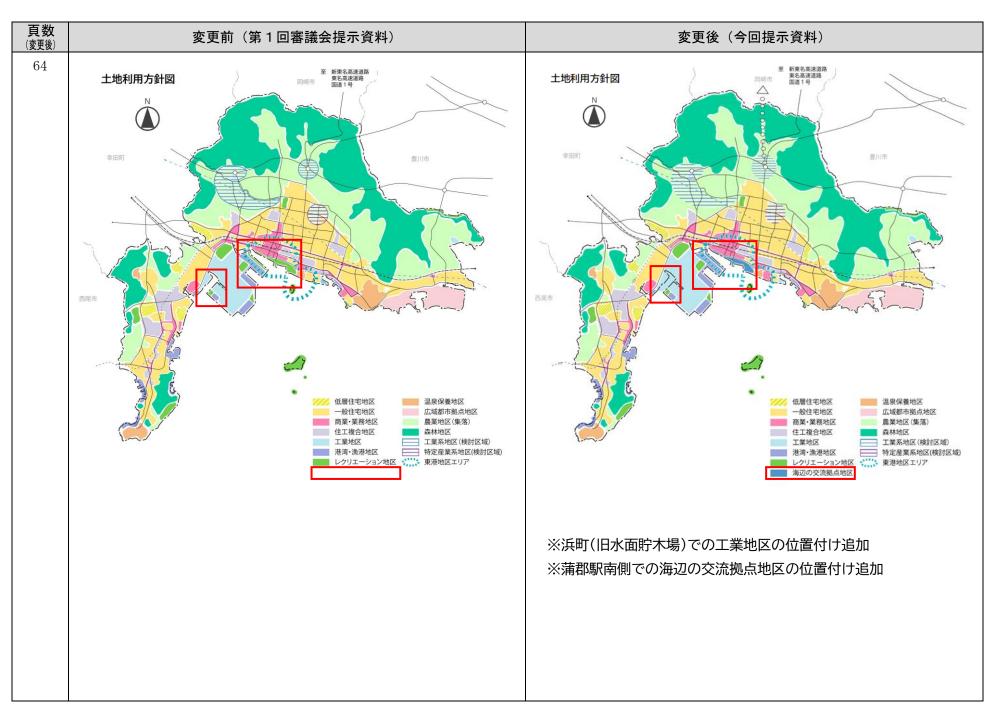
	変更前(第1回審議会提示資料)		変更後(今回提示資料)
		ゾーン	
中心拠点	本市の基幹的な都市機能の集積を図る拠点を位置づけます。	森林ゾーン	本市を象徴するまとまった緑として、緑地及び森林の保全・ 用を推進するゾーンとして位置づけます。
地域拠点	各地域での生活において必要な生活機能を確保する拠点を位置 づけます。	農地ゾーン	周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全整備を図るゾーンとして位置づけます。
交通軸		市街地ゾーン	身近な場所に都市施設が立地し、周辺環境と調和した居住環の中で快適に生活できるソーンとして位置づけます。
広域幹線軸	名古屋及び豊橋方面を結ぶ広域的な移動を処理する幹線道路を 位置づけます。	臨海交流ゾーン	三河湾に面する地域特性を活かした交流や産業振興を促進す ゾーンとして位置づけます。
都市骨格軸	拠点周辺と広域幹線軸を連絡する道路と、本市と他市町を結ぶ 道路を位置づけます。	観光・レクリエーションゾーン	市内の景勝地及び温泉郷等の地域資源があり、広域観光や市 の日常利用を促進するゾーンとして位置づけます。
鉄道軸	本市の公共交通の軸として、JR東海道本線と名鉄西尾・蒲郡線を位置づけます。	漁港ゾーン	水産業とこれを生かした観光の振興を促進するゾーンとして 置づけます。
ゾーン		工業ゾーン	周辺環境への配慮を行いつつ、工業施設、流通業務施設等の 積を図るゾーンとして位置づけます。
森林ゾーン	本市を象徴するまとまった緑として、緑地及び森林の保全・活 用を推進するゾーンとして位置づけます。	都市活力育成ゾーン	三河湾等の観光資源を活用し、周辺都市機能の向上と都市成 につながる土地利用が可能なゾーンとして位置づけます。
農地ゾーン	周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全・ 整備を図るゾーンとして位置づけます。	工業ゾーン (検討区域)	広域交通の利便性を活かし、環境保全及び地域との調和に配した工場・研究所・物流施設等の誘致を検討するゾーンとして
市街地ゾーン	身近な場所に都市施設が立地し、周辺環境と調和した居住環境 の中で快適に生活できるゾーンとして位置づけます。	特定産業集積	置づけます。 広域交通との近接性を活かすと同時に環境保全及び周辺地域
臨海交流ゾーン	三河湾に面する地域特性を活かした交流や産業振興を促進する ゾーンとして位置づけます。	ゾーン (検討区域)	の調和により配慮した、大学等と連携した研究開発施設や、 端技術産業施設の誘致を検討するゾーンとして位置づけます
	市内の景勝地及び温泉郷等の地域資源があり、広域観光や市民 の日常利用を促進するゾーンとして位置づけます。	交通軸	
漁港ゾーン	水産業とこれを生かした観光の振興を促進するゾーンとして位 置づけます。	広域幹線軸	名古屋及び豊橋方面を結ぶ広域的な移動を処理する幹線道路 位置づけます。
工業ゾーン	周辺環境への配慮を行いつつ、工業施設、流通業務施設等の集 積を図るゾーンとして位置づけます。	都市骨格軸	拠点周辺と広域幹線軸を連絡する道路と、本市と他市町を結 道路を位置づけます。
都市活力育成	三河湾等の観光資源を活用し、周辺都市機能の向上と都市成長 につながる土地利用が可能なゾーンとして位置づけます。	鉄道軸	本市の公共交通の軸として、JR東海道本線と <mark>名鉄蒲郡線を</mark> 置づけます。
工業ゾーン	広域交通の利便性を活かし、環境保全及び地域との調和に配慮	拠点	
(検討区域)		中心拠点	本市の基幹的な都市機能の集積を図る拠点を位置づけます。
特定産業集積	の調和により配慮した、工業系施設や大学等と連携した先端技	地域拠点	各地域での生活において必要な生活機能を確保する拠点を位づけます。
(検討区域)	術産業・研究開発施設の誘致を検討するゾーンとして位置づけ ます。	工業系拠点	国道23号蒲郡バイパスの蒲郡インターチェンジ及び蒲郡西 ンターチェンジ周辺を、広域交通利便性を活かした工業系拠 として位置付けます。
		全体	:表示順をゾーン、軸、拠点の順に修正
		交通軸	: 鉄道軸の字句修正
		拠点	: 工業系拠点の追加

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
60	2-1 土地利用	2-1 土地利用
	(1)基本的な考え方	(1)基本的な考え方
	・本市の自然や地形、広域交通網の形成状況、人口減少・少子高齢化等の進行を見 据えながら、将来にわたり持続可能な市街地を形成するため、計画的な土地利用 を誘導します。	・本市の自然や地形、広域交通網の形成状況、人口減少・少子高齢化などの進行を 見据えながら、将来にわたり持続可能な市街地を形成するため、計画的な土地利 用を誘導します。
	・既存の森林・樹林地、 <u>果樹園・畑地等のまとまった農地</u> 、海といった本市特有の豊かな自然を保全・活用します。	・既存の森林・樹林地、 <u>広域の一団の農地</u> 、海といった本市特有の豊かな自然を保全・活用します。
	・貴重な生物が生息している地域では、その環境を維持するため、都市的土地利用 への転換は行わず、積極的な保全を推進します。 ・三河湾に面した臨海部では、各地区の特性に応じた土地利用の形成を図ります。	・これまでに推進してきた土地利用を踏まえ、既存市街地では、都市的土地利用や 低未利用地の活用を促進し、それ以外の地域では、基本的には市街化の抑制を図 ります。
	・既存の観光資源と恵まれた立地条件を活用するとともに、歴史・文化・産業等の 特色ある観光地を目指し、観光施設の保全及び再整備を推進します。	・市街化の抑制を図る地域のうち、交通利便性を活用できる地域では、周辺の自然 環境との調和に留意したうえで部分的な都市的土地利用を検討します。
		・貴重な生物が生息している地域では、その環境を維持するため、都市的土地利用 への転換は行わず、積極的な保全を推進します。
		・三河湾に面した臨海部では、各地区の特性に応じた土地利用の形成を図ります。
		・既存の観光資源と恵まれた立地条件を活用するとともに、歴史・文化・産業など の特色ある観光地を目指し、観光施設の保全及び再整備を推進します。
		※既存市街地等での土地利用の基本的な考え方を追加 ※一部表現の修正

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
61	(2) 土地利用の方針 ③商業・業務地区 ・商・サービス業や業務等に利用する施設が立地する地区として、地域の特性を活かし、まちづくりと一体となった商業基盤整備を進めます。 ・ <u>蒲郡駅を中心とした市街地では、本市の顔として、</u> 様々なイベントを楽しみ、交流できる、にぎわいにあふれた商業地区の形成を図ります。	(2) 土地利用の方針 ③商業・業務地区 ・商業・サービス業や業務等に利用する施設が立地する地区として位置づけます。 ・地域の特性を活かし、まちづくりと一体となった商業基盤整備を進めます。 ・本市の顔である蒲郡駅を中心とした市街地では、様々なイベントを楽しみ、交流できる、にぎわいにあふれた商業地区の形成を図ります。
	<ul><li>⑤工業地区 ・地域産業の生産環境の改善と先端技術産業の集積を進めるととも に、流通業務施設等の検討を行います。</li><li>⑥港湾・漁港地区</li></ul>	⑤工業地区 ・既存工業施設の継続的な操業や、低未利用地の活用を促進する取り 組みの検討を行います。  ⑥港湾・漁港地区 ・重要港湾においては、港湾施設の整備を促進することで利便性を高
	<ul><li>・重要港湾においては、港湾施設の整備を促進することで利便性を高め、活性化を図ります。</li><li>・地方港湾においては、現在の状況を勘案したうえで今後の土地利用の方向性を検討します。</li></ul>	ができた。とうによりでは、たらにはの発展を促進することで利度性を高め、利用拡大や活性化を図ります。 ・地方港湾においては、現在の状況を勘案したうえで今後の土地利用の方向性や、必要な土地利用規制の設定を検討します。
62	<ul> <li>⑦レクリエーション地区</li> <li>・都市公園・臨海緑地・スポーツ施設等の維持・保全・整備を行い、レクリエーション機能の充実を図ります。</li> <li>・竹島ふ頭周辺の臨海部は、蒲郡駅周辺の市街地と観光施設が集積する竹島周辺とつながりのある地区として、市民や来訪者の憩いの場であり観光交流や人流・交流を促進する場となる、にぎわい空間の形成を推進します。</li> </ul>	<ul><li>⑦レクリエーション地区</li><li>・都市公園・臨海緑地・スポーツ施設等の維持・保全・整備を行い、レクリエーション機能の充実を図ります。</li></ul>

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
62		<ul> <li>⑧海辺の交流拠点地区</li> <li>・蒲郡駅周辺の市街地と本市の代表的な観光地である竹島周辺とのつながりのある地区として、住む人や訪れる人にとって日常的に過ごしたくなる、穏やかな三河湾に面した海辺の空間の形成を推進します。</li> <li>・魅力的な公共空間の活用促進及び新たな空間形成、市民や事業者が主体的に公共空間を活用できる仕組みづくりや、人ぞれぞれの過ごし方にあった場所が見つけられるような空間づくりに向けて、市民などと共に社会実験などによる試みに取り組みながら進める公民連携のまちづくりを推進します。</li> <li>・穏やかな三河湾を感じながら利用できる飲食店・物販店・アクティビティ施設などが立地する民間活力を活かした土地利用について、民間事業者と連携して検討を進めます。</li> <li>・検討した土地利用に即した必要な土地利用規制・誘導方策などを設定することで、都市的土地利用や港湾としての土地利用を促進します。</li> </ul>
	8温泉保養地区	<u>⑨</u> 温泉保養地区
	<u>⑨</u> 広域都市拠点地区	<u>⑩</u> 広域都市拠点地区
	<u>⑩</u> 農業地区(集落)	①農業地区(集落)
	<u>①</u> 森林地区	<u>⑫</u> 森林地区

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
63	②工業系地区(検討区域) ・広域的な交通の利便性を活かすとともに、自然環境の保全や周辺地域との調和に配慮した、工場や研究所の立地する産業用地としての土地利用を、農地としての土地利用にも配慮しつつ検討します。	③工業系地区(検討区域) ・広域的な交通の利便性を活かすとともに、自然環境の保全や周辺地域との調和に配慮した、工場・研究所・物流施設等の立地する産業用地としての土地利用を、農地としての土地利用にも配慮しつつ検討します。
	<ul> <li>①特定産業系地区(検討区域)</li> <li>・交通の利便性を活かしつつ、周辺の自然環境・近接する市民病院や住居地への影響に配慮した、業種等がある程度限定された工業系施設や大学・病院等と連携した先端技術産業・研究開発施設等が立地する産業用地としての土地利用を、農地としての土地利用にも配慮しつつ検討します。</li> </ul>	(4)特定産業系地区(検討区域) ・交通の利便性を活かしつつ、周辺の自然環境・近接する市民病院や住居地への影響に十分配慮した、大学・病院などと連携した研究開発施設や、先端技術産業施設などが立地する産業用地としての土地利用を、農地としての土地利用にも配慮しつつ検討します。

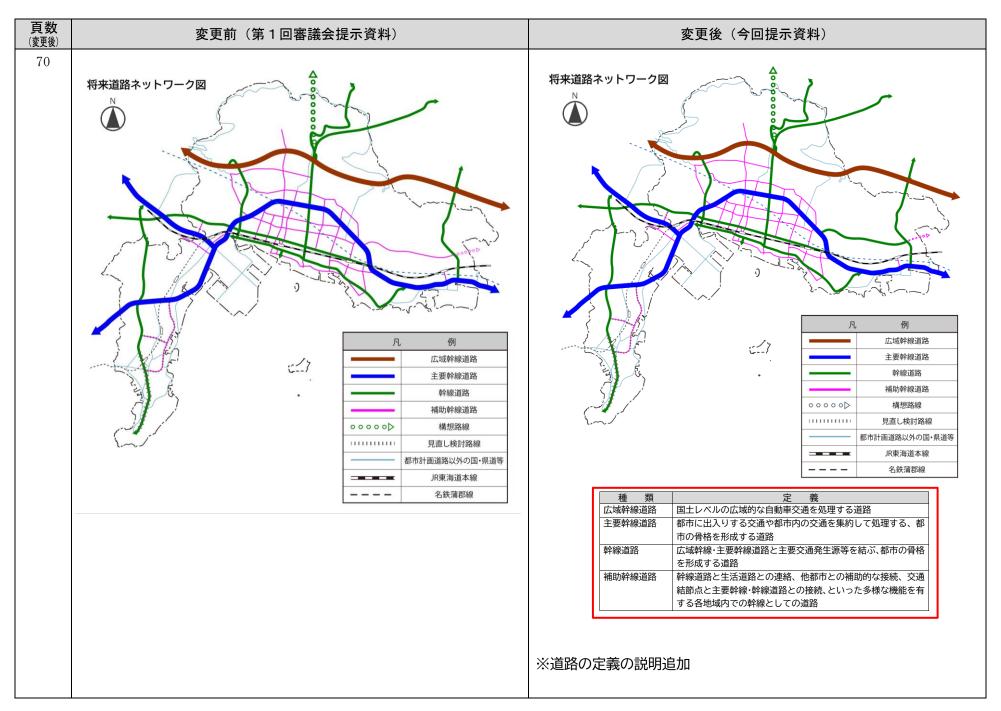


<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
65	(3) 東港地区エリアの土地利用の方針 <ul> <li>・本市の中心地に位置する蒲郡駅周辺の市街地、竹島ふ頭や東港等の港湾、観光地である竹島周辺を対象とした「東港地区」において、市民や訪れる人の日常生活の一部として過ごしたくなる居心地の良い空間の形成を図ります。</li> </ul>	(3) 東港地区エリアの土地利用の方針 ・本市の中心地に位置する蒲郡駅周辺の市街地、竹島ふ頭や東港等の港湾、観光地である竹島周辺を対象とした「東港地区」において、市民や訪れる人の日常生活の一部として過ごしたくなる居心地の良いウォーカブルな空間の形成を図ります。
66	(5) 市街地整備の方針 ・道路や公園等の都市施設の整備が不十分な住宅が密集している既存市街地については、 <u>施設の必要性等を十分に考慮したうえで、</u> 面的な整備も含めた整備手法の方向性を検討します。	(5) 市街地整備の方針 ・道路や公園等の都市施設の整備が不十分な地域や、住宅が密集している既存市街地については、面的な整備も含めた整備手法の方向性を検討します。
	・住工混在が顕著な地域については、工場の集約化や市域内の工業地への移転促進等 <u>による</u> 居住環境の改善を図ります。	・住工混在が顕著な地域については、 <u>住工隣接による利便性にも配慮しつつ、</u> 工場の集約化や市域内の工業地への移転促進等 <u>も含めた、</u> 居住環境・操業環境双方の改善を図ります。

(6)(都)大塚金野線沿道・周辺地域での土地利用検討の方針  (都)大塚金野線は、(都)名豊道路(国道 23 号蒲郡バイパス グーナ蒲郡地区を接続する路線で、(都)名豊道路の全線開通 んだ事業化が予定されています。 道路が整備されることで、広域的な交通利便性の向上が想成 ラグーナ蒲郡地区内の低未利用地活用に寄与することが期ます。あわせて、(都)大塚金野線の沿道・周辺地域においてもは農地として利用されていますが、これまでとは異なる土地期待されます。 そこで、今後、(都)大塚金野線の沿道・周辺地域については次産業のための用地と合わせて、新たな広域的な交通利便性した企業用地などとしての土地利用の検討を進めます。
※(都)大塚金野線沿道・周辺地域での土地利用検討の方針道

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
67		及例 市城 山地 山地 市市化区域 島地等 島地等 島地等 島地等 小東東海道新幹線 島地湾 島地等 小東東海道新幹線 中市 企業用地 (市市化区域) 空地 產業用地 (市市化区域) 电池 產業用地 (市市代区域) 电池 產業用地 (市市代区域) 电池 產業用地 (市市代区域) 电池 產業用地 (市市代区域) 电池 推想路線
		※(都)大塚金野線沿道・周辺地域での土地利用検討の方針追加

<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
68	<ul> <li>2-2 都市交通         <ul> <li>(2) 道路整備の方針</li> <li>①広域幹線道路</li> <li>・市内の交通渋滞緩和や産業経済活動の持続的な活性化にもつながる国道 23 号蒲郡バイパスについては、事業主体である国に働き掛け、令和6年度の全線開通を促進します。</li> </ul> </li> <li>②主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路         <ul> <li>・国道 23 号蒲郡バイパスの全線開通に伴う、インターチェンジアクセス道路の計画的な整備を促進します。</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>2-2 都市交通</li> <li>(2) 道路整備の方針</li> <li>①広域幹線道路</li> <li>・市内の交通渋滞緩和や産業経済活動の持続的な活性化にもつながる(都)名豊道路(国道 23 号蒲郡バイパス)については、事業主体である国に働き掛け、令和6年度の全線開通を促進します。</li> <li>②主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路</li> <li>・(都)名豊道路(国道 23 号蒲郡バイパス)の全線開通に伴う、インターチェンジアクセス道路の計画的な整備を促進します。</li> </ul>
69	(3) 都市計画道路の見直しの方針 ①長期間未整備の路線についての方針 ・ <u>国道 23 号蒲郡バイパス</u> に関連する路線については、整備や事業化に向けた検討を促進し、必要に応じて計画変更を検討します。	(3) 都市計画道路の見直しの方針 ①長期間未整備の路線についての方針 ・(都)名豊道路(国道23号蒲郡バイパス)に関連する路線については、 整備や事業化に向けた検討を促進し、必要に応じて計画変更を検討 します。
	(4)公共交通ネットワークの形成方針 ①公共交通ネットワーク ・自家用車中心から公共交通機関を適度に賢く利用する状態へと少しずつ変えていく取組みを進めます。	(4)公共交通ネットワークの形成方針 ①公共交通ネットワーク ・自家用車中心から公共交通機関を適度に賢く利用する状態へと少しずつ変えていく <u>ことを促す</u> 取組みを進めます。
	②交通結節点         ・新規の公共交通結節点を設置する際には、既存交通結節点を踏まえた位置等の検討を行います。	②交通結節点 ・公共交通結節点を整備する際には、既存交通結節点を踏まえた位置・規模などの検討を行います。



<b>頁数</b> (変更後)	変更前(第1回審議会提示資料)	変更後(今回提示資料)
71	<ul> <li>2-3 都市環境</li> <li>(2)公園緑地の方針</li> <li>①公園緑地の整備の方針</li> <li>・環境保全・レクリエーション・防災・景観といった機能に留意するとともに、多様化する市民のニーズに対応した特色のある公園緑地の整備・保全を推進します。</li> <li>(6)その他の都市施設整備の方針</li> <li>・ごみ焼却場(クリーンセンター)、汚物処理場(下水道浄化センタ</li> </ul>	<ul> <li>2-3 都市環境</li> <li>(2) 公園緑地の方針</li> <li>①公園緑地の整備の方針</li> <li>・環境保全・レクリエーション・防災・景観といった機能に留意するとともに、多様化する市民のニーズに対応した公園緑地の整備・保全を推進します。</li> <li>(6) その他の都市施設整備の方針</li> <li>・ごみ焼却場(クリーンセンター)、汚物処理場(下水道浄化センター)</li> </ul>
73	一)、し尿処理施設(清幸園衛生処理場)、火葬場(セレモニーホールとぼね)等については、今後も施設の機能維持を図るとともに、今後の処理量等に応じた施設更新等についても、周辺環境に配慮したうえで適宜検討を行います。  (7)景観形成の方針 ・本市は、青い海と豊かな山々に囲まれた地形による「海・市街地・山」が一帯となった貴重な景観に特徴があります。これからも、良好な海辺の景勝地としての景観を継承しつつ、住む人によって形成されてきた自然と調和した穏やかな景観を守り育てていくため、本市特有の眺望景観を維持保全することを基本としつつ、景観形成を推進します。 ・水辺の景観づくりも含めた、水や生き物とのふれあいによるいやしの空間の形成にもつながる海浜整備・保全を推進します。	<ul> <li>一)、し尿処理施設(清幸園衛生処理場)、火葬場(セレモニーホールとぼね)等については、周辺環境に配慮したうえで、今後の処理量などに応じた施設の機能維持・更新・統廃合を計画的に進めます。</li> <li>(7)景観形成の方針・本市は、青い海と豊かな山々に囲まれた地形による「海・市街地・山」が一帯となった貴重な景観に特徴があります。これからも、良好な海辺の景勝地としての景観を継承しつつ、住む人によって形成されてきた自然と調和した穏やかな景観を守り育てていくため、本市特有の眺望景観を維持保全することを基本としつつ、景観形成を推進します。</li> <li>・水辺の景観づくりも含めた、水や生き物とのふれあいによるいやしの空間の形成にもつながる海浜整備・保全を推進します。</li> </ul>
		・温泉街などの観光地では、自然環境の保全に努めるとともに、趣に配慮した景観形成に努めます。